

広島県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年七月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町東野字鯉崎五四八番地 先から 豊田郡大崎上島町東野字鯉崎五四八番二地 先まで	八・二〇〇 一・六〇〇 一・六〇〇 〇・三〇〇	八・二〇〇 二・七〇〇	一〇一・二〇〇	一〇一・二〇〇	ダブルウェイ (仮設迂回路 一部拡幅)